

令和5年第2回伊根町農業委員会議事録

令和5年3月24日(金曜日)開催

伊 根 町 農 業 委 員 会

令和5年 第2回 伊根町農業委員会 議事録						
招集年月日	令和5年3月24日（金）					
閉会の日時	開会	午後1時30分				
	閉会	午後2時00分				
議 長	小原 澄晴 会長					
招集場所	保健センター 会議室					
委員定数	農業委員				10名	
	農地利用最適化推進委員				3名	
出席委員数	農業委員				10名	
	農地利用最適化推進委員				3名	
農業委員の出席・欠席	議席	氏 名	出・欠	議席	氏 名	出・欠
	1	大西一彰	出	7	村井 英敏	出
	2	小原澄晴	出	8	一井 京一	出
	3	小西俊朗	出	9	上山 徳和	出
	4	岡田博美	出	10	山口 忠司	出
	6	竹原勇次郎	出	11	井上 一明	出
農地利用最適化推進委員の出席・欠席	地域	氏 名	出欠	地域	氏 名	出欠
	1	大谷 功	欠	3	櫻尾 夏男	出
	2	藤原 正人	出			
議 事 録 署名委員	小原 澄晴（会長）					
	村井 英敏			一井 京一		
会議の説明に出席した者	事務局長 橋本 利将 事務局書記 小笠原 健悟					
議事の経過概要及び結果	別紙のとおり					
特記事項						

議 事 の 審 議 結 果

第2号議案 農地・非農地の判断について
承認

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
承認

第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
承認

令和5年第1回伊根町農業委員会議事経過概要

発言者	発言内容
小原会長	定刻になりましたので、令和5年第2回の農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。
議長	<p>本日の農業委員の出席者は10名中、10名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は3名中、2名の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第7条第1項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。</p>
議長	<p>急に春らしくなって、いっきに桜も咲いて、梅も桜も桃も何にもが咲いている状態となっていきました。</p> <p>まただんだんと春の作業が忙しくなってくると思いますが、事故等気を付けて従事させていただきたいと思います。</p> <p>昨年のような悲しいことが起きないように皆さんくれぐれも気を付けてください。</p>
議長	<p>会議規則第19条第2項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に2名の指名をさせていただきます。</p> <p>7番 村井委員と8番 一井職務代理にお願いしたいと思います。</p>
議長	それでは議事に入りたいと思います。
議長	<p>第2号議案「農地・非農地判断について」です。</p> <p>これにつきましては、前回の総会で判断保留となった議案であります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>この議案については、先ほど会長からも説明があったように2月の総会で議案としてあげさせていただきましたが、農業委員全員で現地を確認してから判断をするということで3月の総会まで判断保留となったものです。</p> <p>非農地判断を行う農地は農用地域内となっていますが、団地全体で長年耕作がされておらず、荒廃化が進んでおり、今後も耕作が行われる見込みのない再生困難な農地となっているため、農業委員会の非農地判断をうかがうものです。</p> <p>判断地目はすべて、原野としています以上となります。</p> <p>(資料により該当農地の位置等を説明)</p>
議長	ご質問やご意見はありませんか。
議長	ご質問、ご意見が特に無い様ですので、採決に入ります。

	第2号議案「農地・非農地判断について」承認に賛成の方は挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議長	つづいて、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	(内容説明) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地の所在は、本庄上小字佃田1228番1になります。 譲渡人はA氏、譲受人はB氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため。 譲受人の事由は、農地を取得し薦池あずきの生産の拡大を行う。 譲受人の経営内容は、自作地3,284㎡。 世帯員は1人、農業従事者は1人となっています。 (資料により該当農地の位置等を説明)
議長	ご質問やご意見はありませんか。
議長	ご質問、ご意見が特に無い様ですので、採決に入ります。 第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」承認に賛成の方は挙手願います。
委員	(10名中9名挙手)
議長	絶対多数ということで、承認することにいたします。
議長	つづいて、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	(内容説明) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地の所在は、本庄上小字平野川原1306番になります。 譲渡人はD氏、譲受人はE氏です。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため。 譲受人の事由は、中間管理機構を通じて小作している農地の取得です。

	<p>譲受人の経営内容は、自作地1,136㎡、借入地5,300㎡、計6,436㎡です。 世帯員は2人、農業従事は2名となっています。 (資料により該当農地の位置等を説明)</p>
議 長	<p>ご質問やご意見はありませんか。</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見が特に無い様ですので、採決に入ります。 第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」承認に賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手ということで、承認することにいたします。</p>
議 長	<p>審議案件は以上でございますので、令和5年第2回の農業委員会総会を閉会いたします。</p>